



発行
東京都

丁目地内

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特

定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 講じられた汚染除去等の措置 土壤汚染の除去

目 次

告 示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○開発行為に関する工事完了（二件）…

（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…二

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…

（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

告 示

●東京都告示第十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条

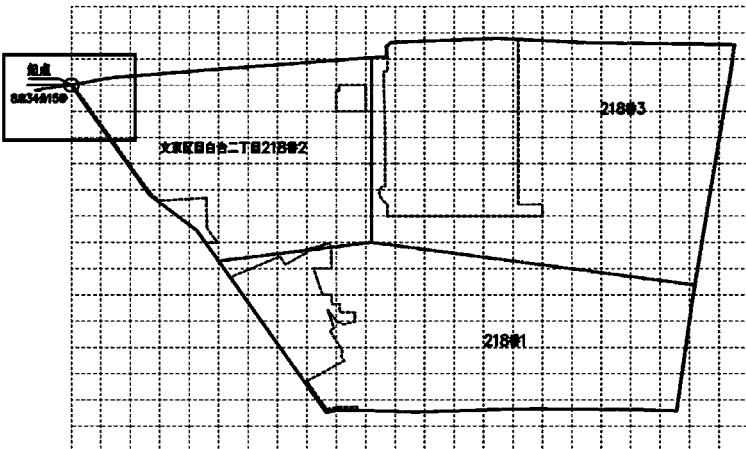
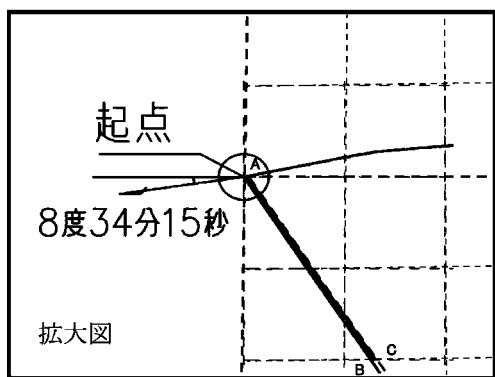
第二項の規定により、令和二年東京都告示第七百五十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年一月七日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区日白台二

別図



〈起点〉

起点は文京区目白台二丁目218番2の最北端とする。

〈格子の回転角度: 8度34分15秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

〈地点の位置〉

A地点は起点より南方向(起点を中心として右回りに176度32分6秒)に0.47m、B地点は起点より南西方向(起点を中心として右回りに246度15分4秒)に23.72m、C地点はB地点より南方向(B地点を中心として右回りに188度34分15秒)に0.63mの位置とする。

【凡例】

- 敷地境界
- - - 筆境界
- - - 調査対象地
- 単位区画
- 指定を解除する区域

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年一月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

昭島市緑町四丁目三千七百八
十四番 東大和市上北台二丁目一番
地十九

株式会社ダイエーコーポレ
ーション

代表取締役 狩野 知史

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年一月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市南沢二丁目八百三
十八番一 西東京市東伏見三丁目六番
十九号

タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

武蔵野市関前二丁目五百十七
新宿区西新宿一丁目二十六

番十二及び千五十三番十の各 一部、閑前四丁目千五十六番 一、同番七、千五十七番一並 びに千七十三番七	番二号 野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。	「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「（一）氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体にあつては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年一月七日以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。	なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「（一）氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体にあつては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年一月七日以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。
令和三年一月七日	令和三年七月三十一日
一 店舗名 東京都知事 小池 百合子	令和二年十一月三十日
二 店舗所在地 渋谷地下街	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
三 設置者名 渋谷地下街株式会社	令和三年一月七日から令和三年五月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く
四 設置者住所 渋谷区渋谷二丁目十四番十三号	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
五 変更前の店舗面積 三万五千五百四十三平方メートル	午前九時から午後十時まで
六 変更後の店舗面積 千七百二十四平方メートル	午前九時から午後十時まで
の合計	の合計
十七 変更前の荷さばきの時間帯	午前九時から午後十時まで
十八 変更後の荷さばきの時間帯	午前九時から午後十時まで
十九 変更日	午前九時から午後十時まで
二十 届出日	午前九時から午後十時まで
二十一 縦覧場所	午前九時から午後十時まで
二十二 縦覧期間	午前九時から午後十時まで
二十三 縦覧時間	午前九時から午後十時まで
二十四 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後十時まで
二十五 変更前の駐車場の自動車の出入りの数及び位置	午前九時から午後十時まで
二十六 変更後の駐車場の自動車の出入りの数及び位置	午前九時から午後十時まで
二十七 変更前の荷さばきの施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前九時から午後十時まで

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一
一
一
一
代
郵便番号 163-8001定価本号
一箇月
(郵送料を含む)
六、六〇〇円 三〇円印刷所勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの